

## 災害時における協力体制の確保に関する協定書

久野地区自治会連合会を甲、株式会社ミクニ小田原事業所を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生、又はそのおそれがあるときに地区内における協力体制の確保を図るため、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定（令和3年8月30日締結）に基づき、次のとおり協定を締結する。

### 第1章 一時避難施設の確保

#### （一時避難施設の確保）

第1条 乙は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から、台風の接近等により、久野地区で風水害等が発生した場合、又は風水害等が発生するおそれがある場合における一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

所在地	神奈川県小田原市久野 2480 番地
所有者	株式会社ミクニ
名称	株式会社ミクニ小田原事業所
場所	食堂・事務棟・駐車場

#### （施設の使用部分）

第2条 乙は、前条の施設（以下「使用施設」という）のうち、一時的な避難のために使用させる避難場所の取り扱いについて、次のとおりとする。

- 乙の従業員の誘導により、食堂又は事務棟会議室へ避難するものとする。
- 乙の指定する入室禁止部屋への避難は行わないものとする。
- 避難の最中に急な身体的不具合が生じたものについての使用施設は、その都度甲の代表者と協議し対応するものとする。

#### （施設の使用時期）

第3条 乙は、次に掲げる場合に使用施設を一時避難施設として地域住民に使用させるものとする。

- 久野地区に避難情報が発令され、又は発令される見込みがあり、甲から一時避難施設として使用したい旨の要請があったとき。
- 乙は、次に掲げる場合に一時避難場所として使用を終了するものとする。
  - 避難情報が解除されたとき。
  - 風水害等が発生するおそれなくなったとき。

#### （施設の変更）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、一時避難施設としての使用ができな

くなった場合は、速やかに甲及び丙に連絡するものとする。

(避難訓練における施設の使用)

第5条 甲が避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に乙と協議するものとする。

(相互の協力)

第6条 甲及び乙は、避難時に相互に協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努め、連絡先一覧表(様式1号)にて、連絡担当者を共有することとする。

(施設の使用後の報告)

第7条 甲は、使用施設を第3条又は第5条の規定により使用したときは、乙に使用した旨その他必要事項を届け出るものとする。

(施設の使用可能時間)

第8条 乙は、使用施設を営業時間内に限り一時避難のために使用させるものとする。ただし、当該時間内に既に一時避難施設として使用されている場合においてはこの限りではない。

## 第2章 震災時における施設の提供

(震災時における施設の提供)

第9条 甲又は丙は、震災時に必要に応じて、乙の所有するグラウンド等の提供を要請することができる。

2 グラウンド等の用途に関しては、久野小学校への避難者の避難場所等とし、具体的な用途については、その都度甲乙丙で協議する。

(防災訓練への参加)

第10条 甲又は丙は、乙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(施設の使用料)

第11条 施設が第3条、第5条又は第9条の規定により使用された場合において、施設の使用料は、無償とする。ただし、避難した者が使用した電気、ガス、水道等の使用料については、使用の状況に応じて、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(施設等の破損における費用負担)

第12条 施設が第3条、第5条又は第8条の規定により使用された場合におい

て、甲又は丙は避難した者により生じた施設及び施設の備品の破損については、甲又は丙はこれを原状に復するものとする。この場合において、甲乙丙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(避難時における事故の責任)

第 13 条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(疑義の解決)

第 14 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙が協議の上、解決するものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定書の有効期間は、令和 5 年 月 日からとし、甲乙丙、何れかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙、記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

連絡先一覧表

年 月 日

久野地区自治会連合会

自治会名 役職 連絡担当者 電話番号	
自治会名 役職 連絡担当者 電話番号	

株式会社ミクニ小田原事業所

役職 氏名 電話番号	
役職 氏名 電話番号	

※連絡先等に変更のあった場合は、表を更新し双方で保管する。